破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１２号
京都市北区紫野南舟岡町86番地33
破産者　岩村こと　許　　淳
1　決定年月日　平成21年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第８３号
群馬県高崎市本町73番地
破産者　小谷野貴志
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２０年（フ）第１９３７号
仙台市若林区南小泉３丁目11番27号　エクセルハウス102、開始決定時の住所仙台市泉区松森字陣ケ原31番地の138
破産者　伊丹　愛子
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６号
仙台市泉区南光台東２丁目41番７号
破産者　菊地　　明
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４４０号
宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜４丁目５番４号
破産者　黒田　康子
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
仙台市宮城野区鶴巻２丁目４番27号　コーポコーラルＢ棟２
破産者　千葉　正幸
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１０１６号
名古屋市南区観音町６丁目64番地の２
破産者　河野　英雄
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５１号
兵庫県三田市高次１丁目９番19号、従前の住所兵庫県三田市大原1310番地20
破産者　山口　京子
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第９６６号
兵庫県姫路市広畑区長町２丁目107番地６、外国人登録原票上の住所兵庫県姫路市千代田町740番地２
破産者　ゼネックスコーポレーションこと平田　惇三こと　表　　世修
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１２８号
福岡県久留米市山川追分２丁目９番17―５号、住民票上の住所福岡県久留米市山川町1290番地
破産者　豊福　啓子
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２０号
大分県別府市大字亀川1199番地の２
破産者　満井　好美
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第９４６号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目26番地９
破産者　帖佐　　司
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第６２号
鹿児島県出水市高尾野町上水流834番地６、開始決定時の住所鹿児島県出水市中央町1657番地
破産者　上原　兼雄
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第２９号
愛知県豊橋市菰口町６丁目13番地の４
破産者　内藤　幸枝
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第３６７号
岡山県井原市美星町明治975番地
破産者　重信　裕三
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
熊本県上益城郡益城町馬水７番地
破産者　畑山　照重
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産終結

平成１６年（フ）第５８号
三重県三重郡菰野町大字田口新田字中島2107番地の１
破産者　株式会社ケイディーテクノマック
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し、終結した。
津地方裁判所四日市支部

破産手続終結

平成１９年（フ）第６１７号
群馬県前橋市問屋町１丁目１番５号
破産者　株式会社桃井堂
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所